

「DEEMO THE MOVIE 主題歌 歌姫オーディション」1次予選選考について
皆様から頂きましたご質問へのお答え

2020年3月19日

DEEMO THE MOVIE 主題歌 歌姫オーディション事務局

●1次予選にて審査員特別推薦枠を設置した経緯について

KARASTAでの1次予選A～D上位30位以内にランクインされた皆様の応募動画を審査員が審査させていただき、1次予選通過者を選出させていただきました。その後、1次予選の選考とは関係なく、折角応募いただいたのだからすべての方々の応募動画を拝見すべきと考え、ポニーキャニオンが運営するオーディション事務局(同社審査員含む)4名がそれぞれ、すべての応募動画を拝見させていただきました。前述のとおり、1次予選の選考とは関係なく応募動画を拝見させていただいておりましたが、各ブロック30位圏外の方の中にも、審査基準(歌唱力、将来性、オリジナリティ、個性など)を大きく満たしている方がおり、事務局内で協議の結果、2次予選に進んでいただきたいと考え、オーディション事務局の独断により「審査員特別枠」を設置させていただきました。当初のルールにはない特別枠の設置という判断が参加者の皆様、参加者を応援いただいた皆様、関係者の皆様への配慮を大いに欠いておりましたことを反省致しております。ご迷惑をお掛けし、不快な思いをさせていただきましたことを改めてお詫び申し上げます。また、多大なご迷惑とご心配をお掛けしたRayark様、そして「DEEMO」ファンの皆様に深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

※本件についてはKARASTA運営事務局は関知しておりません。

●応募条件である「特定の音楽メーカー、プロダクション」とは何を指すのか？

特定の音楽メーカー、プロダクションと契約があると判断される状態は、芸能活動におけるなんらかの契約締結状態にあり、その活動に対してなんらかの制約や芸能活動を行うことにより、その対価として報酬や露出の営業活動を代行するなどを行っているものと考えております。レコード会社、芸能事務所はもとより、ライバー、インフルエンサー、配信サービス側との直接契約なども含むと考えております。

●1次予選通過者の中に「特定の音楽メーカー、プロダクション」との契約がある参加者がいるのでは？

1次予選を通過された全参加者様に「特定の音楽メーカー、プロダクション」との契約が無いことを確認させていただいております。※一部配信サービス(KARASTAを含む)との契約の可能性が認められる方々にも個別に確認をさせていただき本オーディションへの応募段階では、すでに契約がない状態であることを確認しております。

●1次予選期間中に KARASTA での参加権を剥奪された参加者がいるのは本当か？

オーディション期間中にご自身でアカウント削除された方はいらっしゃいますが、参加資格・応募条件に適合している参加者の参加権を剥奪したという事実は一切ないと KARASTA 運営事務局より説明を受けております。

勿論、当事務局と致しましても、参加権を剥奪した事実はございません。

●対面式オーディションの参加資格があるがアカウントをすでに削除している。対面式オーディションに参加できるか？

1次予選各ブロック A～D 上位 30 位以内にランクインされて、且つ 1次予選通過者として発表されていない方、および「審査員特別推薦」の方は、現状の KARASTA アカウントの有無を問わず対面式オーディションにご参加いただくことが可能です。対面式オーディションへのご参加を希望される方は下記応募フォームにお進みください。

(3月22日23時59分を応募締切とさせていただきます)

<http://pc-ent.jp/entry/tj67eww5x/>

●2次予選以降の審査方法はどうなっているのか？

2次予選以降につきましては、プロ審査員の評価に一般審査員(動画視聴者)の投票を加え、通過者を決定していく方式を審査の一部で採用致します。詳細に関しましては後日、オーディション公式サイトにて発表致します。※一般審査員の投票は金銭を必要としない形式となります。

以上、回答させていただきます。

引き続き、ご質問がございましたら当事務局までお問合せください。

また、上記に記載させていただきましたご質問以外のお問合せに関しましては、個別にご返答をさせていただきます。

ご返答させていただくまでに、少々お時間をいただいておりますことご容赦いただけますと幸いです。